

# 回 覧

## お 知 ら せ

### (旧村立三ノ原小学校校舎貸出終了)

平素より、村政並びに本村教育行政の推進につきまして、多大なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

さて、平成21年3月で閉校した旧留寿都村立三ノ原小学校の校舎につきましては、平成28年8月から(注)行政財産目的外使用許可により、木工家具製作工房等に利用する目的で私人への貸し出しをしていたところです。

しかし、当初の貸し出しにあつての将来的には移住した上で活動するとの合意事項の履行が見込めないとのことで、令和3年3月19日をもって、当該私人への貸し出しが終了していただきますことをお知らせいたします。

当該旧校舎については、令和3年4月1日からそれまでの教育財産から村長部局の普通財産として、特段の目的がないままに保管、管理されることとなりました。

卒業生並びに関係の皆さまにとっては、全国各地の廃校舎活用の成功例を見聞きする中で、旧三ノ原小学校校舎に同様の期待を寄せる思いもあると思われませんが、今後は、立地、規模、経年、費用対効果等を参酌しての現実的な対応をする中で、その時々々の要請に応える対応となることについて、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

令和3年4月5日

留寿都村役場 総務課  
留寿都村教育委員会事務局

(注) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の規定に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、1年を超えない期間（更新可）でその使用を許可すること。